

9月定例会

(歳入)

平成26年度一般会計補正予算(第3号)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,201万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,111万円とする。

歳入の主な内訳は、地方交付税の増で、3億6,314万円の増額により17億6,314万円の補正するものです。これは普通交付税の確定によるものです。

(歳出)

○財政調整等基金費に4億5,000万円を補正するもので25年度の繰越金の確定に伴い、繰越金の2分の1を下らない金額を積立てるものです。

○幼稚園費19,177万円を計上、1億5,207万円とするもので、就園補助金として補正したものです。

9月定例会を9日から22日まで、14日間の会期で開きました。

26年度一般会計、各特別会計補正予算、条例制定、改正と25年度決算認定の20議案について各常任委員会に付託し、現地調査と審議を4日間行い、全員賛成及び賛成多数で可決しました。

また本会議に追加議案として、①大津北中学校増築工事(建築本体)請負変更契約の締結、②大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めること、の2議案が上程され全員賛成で可決しました。また発議第6号を賛成多数で可決、請願第2号を採択しました。一般質問では8名の議員が町政全般にわたって質問を行いました。(11ページから紹介します)

「子ども・子育て支援新制度に係る基準条例の制定について」

概要

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」を平成24年8月に制定しました。これらの法律に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から開始する予定です。

新制度のポイントは次の3点です。

①幼児期の学校教育・保育に関する給付制度(「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設)、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

本町が制定する3条例

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(運営基準)とは、教育・保育施設及び地域型保育事業が給付を受ける対象となることを確認する為、会計処理や情報公開等が適切か等に関するものです。

②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(認可基準)とは、適切な運営を確保する為、職員の配置や施設整備等に関するものです。

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準とは、放課後児童健全育成事業の職員の資格及び職員数等を定めるものです。



25年度会計決算額

(単位、千円)

項 目	歳 入	歳 出
一般会計	12,873,096	12,376,230
国民健康保険	3,135,632	2,999,366
大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託	3,476	1,524
公共下水道	1,393,759	1,354,874
介護保険	2,189,795	2,118,290
農業集落排水	131,886	123,815
後期高齢者医療	255,504	253,949
工業用水道事業会計	67,857	45,568

「選挙管理委員の選出」

大津町選挙管理委員会委員、補充員の任期満了にともなう選挙をおこない、委員4名・補充員4名を選出した。

9月22日の本会議において、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意可決しました。

住所 大津町中島
氏名 合志文夫
任期 平成26年10月より4年間



教育委員会委員 合志文夫

同意した人事(敬称略)

平成25年度決算認定

【決算審査の状況】

今議会での決算認定にあたっては監査委員からも厳しい指摘があり、本会議および各委員会において、活発な質疑や厳しい意見が多数出るといういつも以上に白熱した議会となりました（詳細は各常任委員会レポートを参照）。

結果としては、複数回

の反対・賛成討論後に、賛成多数により認定される事となりましたが、今後の予算執行にあたっての様々な意見がついております。

決算自体は認定しましたが、我々大津町議会は、「最小の経費で最大の効果」が発揮できるよう、今議会での意見が反映され、また指摘事項が確実に改善されるようにしっかりと議会としてのチェック機能を果たして参ります。

【全体像】

25年度会計決算認定にあたり、各常任委員会で現地調査を行い、一般会計・特別会計予算などを審査しました。

一般会計歳入総額は128億7309万円、前年度比5・8%増、歳出総額は123億7623万円、前年度比7・2%増となっています。

また歳入のうち町政運営にとって最も重要な財源である「町税」の収入状況は総額が45億2300万円と前年比0・5%

減となつていますが、主な要因としては景気低迷からくる企業の設備投資抑制により固定資産税が減少している事があります。

また、町の貯金とも言える「基金」については総額48億6353万円と前年より7億8990万円増加しており、これは今後数年の間に予定される庁舎や給食センターの建設のために資金の積立てを行っている事も影響しています。

【決算審査の視点と意義】

- ①予算が適正に執行されているか
- ②各資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民にかかわって評価する
- ③審査の結果を翌年以降の予算編成や行政執行にいかす

町税、主な財源の推移

（単位：千円）

	町民税	(内法人町民税)	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税	入湯税	計
H19年度	3,839,747	2,643,296	2,099,679	62,823	248,263	8,332	6,258,846
H20年度	2,709,753	1,431,774	2,285,196	65,570	242,861	8,331	5,311,713
H21年度	1,518,552	254,567	2,285,349	68,476	251,453	4,049	4,127,881
H22年度	1,740,697	595,972	2,382,717	71,095	267,030	2,701	4,464,243
H23年度	1,580,014	398,207	2,409,146	73,037	300,947	2,891	4,366,038
H24年度	1,716,691	416,976	2,449,633	76,365	301,840	2,853	4,547,384
H25年度	1,721,042	423,274	2,384,552	79,379	334,779	3,252	4,523,006

（端数処理のため、合計が合わないことがあります）

歳入の状況では、町政運営の基本となる町税、とりわけ個人住民税と固定資産税はわずかな減収となっており、経済不況や償却資産の減少などで伸び悩む法人町民税とともに、今後やや不安を残す結果となっています。全体の徴収率は昨年度からわずかに伸びており、昨今の社会情勢等勘案すれば担当者の不断の努力が大いに貢献しているといえます。

歳入では、扶助費の伸びが一向に止まりません。扶助費は国の施策の影響を強く受けるものですが、一方で、事業のスクラップアンドビルドにも取り組む必要があると考えます。総論的な状況は概ね以上のような結果ですが、各論的な部分においては、いくつかの問題点もあるように感じます。会計の原則に照らし看過できない事案も見受けられましたので、慎重な取り扱いを強く要求したところで

の財政の健全化に関する法律に基づく五つの健全化比率について、審査結果を報告します。決算書に係る計数は審査を行った範囲においては、正確であると認めました。予算の執行についても概ね良好に行われていたと言えますが、使用料や賃借料などに多少疑義の残る事案も見受けられました。また、基金の運用については特に問題点はなかったと判断しました。



代表監査委員
大久保純一

一般会計、六つの特別会計並びに工業用水道事業会計の決算と、地方公共団体

監査委員による決算審査報告